

平成 29 事業年度監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項並びに独立行政法人勤労者退職金共済機構監事監査要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の平成 29 事業年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監事監査の方法及びその内容

監査は、「監事監査要綱」に準拠し、「監査実施計画」に基づき、理事長、理事、監査室、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、中退法又は他の法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の確立について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

監査の重点項目としては、中期計画及び年度計画を踏まえた平成 29 年度における業務の実施状況を確認し、機構における内部統制システムが適切に機能し、目標達成が図られたかどうかに関心しつつ監査を実施した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査結果

- 1 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な

達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる。

2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。

また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等に係る会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書は、法令に従い機構の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

平成30年6月15日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

監事 稲見 弘 任 (稲見)

監事 東 健 行 (東)



あずさ監査法人

独立行政法人勤労者退職金共済機構

監査報告書

第15期事業年度

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

有限責任 あずさ監査法人

監査意見

当監査法人は、上記の一般の中小企業退職金共済事業等勘定、建設業退職金共済事業等勘定、清酒製造業退職金共済事業等勘定、林業退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人勤労者退職金共済機構の各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告＞

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の各勘定に係る利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに各勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 各勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 15 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

理事長 水野 正望 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

金子 靖

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大瀧 克仁

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中村 明日香

<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 15 期事業年度のすべての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。